

## 《支給認定証の内容をご確認ください》

### ◎支給認定の認定区分・有効期間

- ・教育標準時間認定（1号認定）の有効期間…小学校就学前まで
- ・保育認定（2号・3号認定）の有効期間…2号認定は小学校就学前まで  
3号認定は満3歳の誕生日前々日まで※

※3号認定の児童が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、町が認定の変更を行います。（認定証返却が必要）

○保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

**（求職活動の場合は、90日を有効期間（入所期間）として取り扱います。妊娠・出産事由の場合、産前産後8週間のうち必要な期間となります。）**

### ◎施設を利用できる時間（保育必要量）

保育を必要とする事由により分けられます。

- ・保育の必要量・・・保育標準時間、保育短時間

○保護者どちらかが保育短時間に該当する場合、保育短時間での認定となります。（**求職活動の場合は、保育短時間**）

○保育標準時間・保育短時間により、施設が定める時間帯の範囲内での利用となります。施設ごとに時間帯が異なりますので、施設へご確認の上、ご利用ください。

○平成28年度現在、保育施設を利用している児童は、就労時間等が月120時間未満であっても、就労時間帯の都合上、明らかに利用児童の送迎ができない等の理由がある場合、町への申請・審査により必要と認められる場合には、保育標準時間を受けることができますので、ご相談ください。

**\*\*\*\*この支給認定証は、有効期限まで大切に保管してください\*\*\*\***

**●届け出ている内容に変更が生じた場合は、変更申請の手続きが必要です。**

その際、**交付している支給認定証は返却いただきますので必ずご持参ください。**

#### ① 入所時の認定・保育を必要とする事由・保育必要量の変更

仕事をやめたときや就労時間の増減、保育が必要な状況となった等の変更がある場合

#### ② その他、転居・世帯構成・育休取得等で変更が生じた場合

提出書類	提出要件
支給認定変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保育を必要とする事由及び認定区分・期間に変更が生じた場合</li> <li>◆住所・氏名・世帯構成（結婚、離婚の場合を含む。）等の変更</li> </ul>
育児休業取得証明書・育児休業取得による利用継続申請書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用中のお子さんの弟妹の育児休業を取得した場合（兄弟の継続利用）</li> </ul>
就労（見込）証明書・就労状況申告書（自営業・農業の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆求職活動を理由で施設利用の場合（施設利用後、3か月目の15日までに提出が必要）</li> <li>○<u>就労見込証明書での提出の場合、就労後、90日以内に就労証明書の提出が必要</u></li> <li>○<u>育児休業から職場復帰予定で申込まれた場合、復職後、1箇月以内に就労証明書の提出が必要</u></li> <li>◆勤務先、勤務時間が変わった場合</li> </ul>
支給認定再交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆<b>支給認定証を汚損・紛失の場合</b></li> </ul>
現況届※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全ての利用世帯に対し原則年1回状況を確認するため町から依頼するもの</li> </ul>

変更後の市町村民税課税額がわかる公的書類	◆修正申告等により利用者負担額算定基準となる保護者（基本は父母。父母の合計年収が一定の基準を満たしておらず、算定基準に追加された家計の主宰者※2がいる場合はその者を含む。）の市町村民税課税額が変更となった場合
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回現況届があります。

※2 詳しくは下記の「●利用者負担額(保育料)について」の2番目の○部分の記載をお読みください。

●町ホームページ「子育て・教育」→「保育所・幼稚園・認定こども園」→「入所申込関連」ページをご利用ください(申請書類等ダウンロードできます)

## ●支給認定の取消し

支給認定有効期間内に、茨城町からの転出の場合、保育を必要とする事由に該当しない場合には、支給認定は取り消しとなります。

- 茨城町から転出される場合（転出先で再度手続きが必要です）
- 保護者の退職等により、保育を必要とする事由を満たさなくなった場合  
（認定こども園の場合には、認定区分の変更により継続利用が可能です）
- 支給認定証の有効期間期間が終了した場合
- 虚偽申請の事実が判明した場合

## ●利用者負担額（保育料）について

○保護者等の住民税額に応じて、町が定める利用者負担額を月額で納入することになります。

- ・保育標準時間、保育短時間では、茨城町徴収基準額表において区分される、**保育標準時間と保育短時間の階層区分で異なります。**
- ・教育標準時間の子どもに係る休業期間中も利用者負担額は発生します。

○保育料は基本的に、父母それぞれの町民税額の合計で算定しますが、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）の町民税額を含めて決定されます。

◆当年4～8月…前年度市町村民税額から算定（前々年1～12月の所得等が反映）

◆当年9月～翌年3月…当年度市町村民税額から算定（前年1～12月の所得等が反映）

### <納付方法>

●幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合

各施設にお支払いいただくこととなります。お支払方法に関しては、各施設にお問い合わせください。

●保育園を利用する場合

納付書で納付となります。月末の納期限までに納入いただくこととなります。平成29年4月以降は口座振替となります。

### <注意事項>

●結婚や離婚等により保護者・世帯構成に変更があった場合や、修正申告等により町民税に変更があった場合等は、必ず手続きをしてください。

●離婚調停中の場合で、配偶者から家計の援助を一切受けておらず、利用者負担額の支払いが困難な場合にはご相談ください。

支給認定、手続き等でご不明な点があれば、お問い合わせください。

《問い合わせ先》

茨城町保健福祉部 こども課子育て支援グループ

(直通) 240-7144

